

県外からの志願 Q & A

令和7年9月 山形県教育局高校教育課

Q 1 : 県外からの志願が認められるのは、どのような場合ですか。

A : 次の志願資格の条件のいずれかを満たす場合に、県外からの志願ができます。

- ① 県外の小学校等を令和8年3月に卒業見込みの者で、保護者の転勤や新居建築等に伴う一家転住等により、入学までに山形県内に住所を有する者
- ② 県外の小学校等を令和8年3月に卒業見込みの者で、保護者の長期海外出張等、特別な事情により、入学までに山形県内の住所を有する親族と同居する者

Q 2 : 県外からの志願手続きをしたいのですが、どのようにしたらよいでしょうか。

A : 次の手順を参考にして、進めてください。

- ① 県外からの志願資格の条件に該当するか確認し、必要に応じて、山形県教育局高校教育課（TEL：023-630-3026）に相談してください。
- ② 9月16日（火）から10月17日（金）までの間に、申請書類を山形県教育局高校教育課長あてに、簡易書留で送付してください。なお、県外等からの志願許可願には、小学校長の証明が必要です。
- ③ 県教育委員会で審査をし、適正であると判断した場合、志願許可書を交付します。
- ④ 交付された志願許可書は、入学願書等出願に必要な書類とともに、提出してください。

Q 3 : 県外からの志願許可の申請には、どのような書類が必要ですか。

A : ① 県外等からの志願許可願（様式は、山形県のホームページにアクセスし、「令和8年度山形県立中学校入学者選抜情報」からダウンロードできます。右の二次元コードからも確認できます。）

② 志願資格の条件を満たすことを証明する書類

- ・一家転住等の事情を証明する書類
- ・住所に関する証明書

③ 返信用封筒（長形3号とし、あて先等を明記し、簡易書留郵便料金460円分の切手を貼付）



Q 4 : Q 3 ②の「志願資格の条件を満たすことを証明する書類」とはどのようなものですか。

A : 転住の理由により以下の例が考えられますが、詳しくはお問い合わせください。

理由	証明書の例	備考
保護者の転勤	転勤証明書 居住地の証明書	社宅証明書や賃貸契約書等、居住地の証明が間に合わない場合は、確定した段階で提出
保護者の転職	内定通知書 居住地の証明書	
県内への転居	居住地の証明書	新築の場合は、建築確認通知書など
祖父母との同居	①祖父母の住民票謄本 ②祖父母の戸籍謄本 ③保護者の戸籍謄本	住民票記載の現住所を、新たな居住先住所とすること。

Q 5 : 保護者が転勤する予定なのですが、転勤後の居住先が未定の場合は、どうすればよいですか。

A : 会社からの内示書の写し等、転勤を証明する書類を先に提出し、居住地が確定した段階で居住地の証明書を提出していただきます。

Q 6 : 祖父母と同居したいのですが、保護者の仕事の関係で家族全員一緒には転居できない状況です。県外からの志願は認められますか。

A : Q 1 ②の「特別な事情」にあたるかどうか判断しますので、山形県教育局高校教育課（TEL：023-630-3026）にご相談ください。

Q 7 : 確実に一家転住する予定なので、住民票を前もって居住先に移そうと考えていますが、何か問題がありますか。

A : 住民票は移すものの、卒業までは現在の小学校に在学する場合、この小学校を所管する市町村教育委員会に対し、区域外通学の申請をし、許可をもらう必要があります。